

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第39号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年5月16日 22時50分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡市姫津漁港北側の大崎鼻 姫津港北口灯台から真方位260° 120m付近 (概位 北緯38° 05.2' 東経138° 14.4')	
事故等調査の経過	平成23年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十一 ^{きこう} 佐光丸、11トン	
船舶番号、船舶所有者等	NG2-1993（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	球状船首に凹損、左舷船首外板に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、刺し網漁を終えて姫津漁港へ向けて約10ノットの対地速力で自動操舵により南南西進中、船長及び甲板員が船首甲板で‘刺し網から漁獲物を取り外す作業’（以下「本件作業」という。）を行っていたところ、平成23年5月16日22時50分ごろ姫津漁港北側の大崎鼻の岩礁に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁し、姫津漁港へ帰港した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視程 約2～3km 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長は、本件作業が姫津漁港付近に至るまでに終了すると思っていた。 船長は、レーダーの接近警報が雨雲に反応して鳴り続けたため、接近警報を解除していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、姫津漁港北北東方沖を同漁港へ向けて自動操舵により南南西進中、船長が、同漁港付近に至るまでに本件作業が終了するものと考え、甲板員と共に船首甲板で本件作業を行っていたことから、同漁港北側の大崎鼻の岩礁に向首していることに気付かずに航行し、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、姫津漁港北北東方沖を同漁港へ向けて自動操舵により南南西進中、船長が、甲板員と共に船首甲板で本件作業を行っていたため、同漁港北側の大崎鼻の岩礁に向首していることに気付かずに航行し、同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	